

## 「（仮称）奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌」制作業務委託事業者

### 募 集 要 項

#### 1. 摘要

本要項は、「（仮称）奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌」制作業務を委託する事業者を公募型プロザール方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとします。

#### 2. 委託業務の概要

##### （1）業務名

「（仮称）奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌」制作業務

##### （2）業務目的

奈良県とユーラシアの歴史的交流を踏まえて、その連携と交流の推進に資するため、（仮称）奈良県ユーラシア研究センターにおける調査研究活動によって得られた成果について広く情報発信を行うことを目的に、情報誌（以下「本誌」）を制作します。

##### （3）委託内容

- ①表紙・本文等のデザイン、レイアウト作業
- ②校正（簡易文字校正・色校正）
- ③印刷・製本（製品の質・量の確認を含む）
- ④納品（納品確認を含む）

なお、詳細については別紙「『（仮称）奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌』制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおりとします。

##### （4）企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とします。

##### （5）委託限度額

総額 8,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内

##### （6）委託期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### 3. 募集する企画提案の内容

#### (1) ページデザイン・レイアウト

##### ①本文デザイン・レイアウト

本誌の趣旨、全体構成をふまえ、大学が支給する原稿及び画像のサンプルを用いて、別紙「『(仮称) 奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌』全体構成」のうち、(ア)研究会成果報告記事1(総括ディスカッション)及び(イ)研究会成果報告記事2(個別報告)の2パターンの本文のデザイン・レイアウト紙面イメージを作成する。

なお、サンプル原稿及び画像等はすべて紙面上に掲載することとし、各記事の紙面イメージ作成時の条件は下記のとおりとする。

(ア) 研究会成果報告記事1(総括ディスカッション) : 2,000文字程度

- ・ 段数は2段とする。
- ・ ページ数は見開き2ページとする。
- ・ 画像は2枚(ディスカッション写真、書籍図版)掲載することとする。

(イ) 研究会成果報告書記事2(個別報告) : 2,500文字程度

- ・ 段数は3段とする。
- ・ ページ数は見開き2ページとする。
- ・ 画像は2枚(関連写真、関連図版等)掲載することとする。

##### ②表紙デザイン・レイアウト

本誌の趣旨、全体構成をふまえ、大学が支給する原稿(タイトル、見出し等)及び画像のサンプルを用いて、表紙のデザイン・レイアウト紙面イメージを作成する。

なお、①及び②について、仕様以外に提案要素がある場合は提案を行うこと。

#### (2) 業務実施体制

①本年度における作業フローと各プロセスの責任主体・作業主体を表した構造図、及び文章による具体的説明。

②ページデザイン・レイアウト作業にかかる作業の方法、体制、大学との確認作業のフロー図を具体的に示す。

#### (3) スケジュール

4回の発行を前提とした各回の準備・制作・納品等の具体的なスケジュール

なお、大学がデータを支給する日程については、業務の実施体制をふまえて提案者が提案すること。

4. 企画提案書作成に必要なデータの支給

8. (3)により参加表明をした事業者に対し、本文及び表紙の原稿及び画像のサンプルをデータにて支給します。

5. 提案の方法

単独による提案とします。

6. 本件企画提案の性格

本件企画提案募集は、本誌の制作を委託するうえで、創造力や技法、経験、また本事業にのぞむ体制等を含めた提案書（プロポーザル）の提出を求め、公正な評価によって事業を委託すべき適任者を選ぶために実施するものです。

そのため本事業は、必ずしも提案どおりの内容で実施するものではなく、具体的な作業の実施は大学との共同作業によって進められます。

7. 提案者の資格

提案者の資格は、各々下記のとおりとします。

- (1) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 平成27年7月14日から本件業務の提案書等の提出の日までにおいて、奈良県の指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。
- (4) 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていない者であること。
- (5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (6) 奈良県の競争入札参加有資格者で、過去5年間（平成22年4月1日～平成27年3月31日までに完了した業務）に、国・地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び、学校法人が発注する印刷物（情報誌、パンフレット等）の制作業務の請負実績があること。

8. 参加手続き等

(1) 担当部署

公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター設立準備室

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

電話番号 0742-22-4978

FAX 0742-22-4991

電子メールアドレス nara-eurasia@narapu.ac.jp

(2) 説明会の開催

提案を検討されている事業者を対象として、下記により説明会を開催します。

- 日時 : 平成 27 年 7 月 17 日 (金) 午前 10 時～11 時
- 場所 : 公立大学法人奈良県立大学 奈良市船橋町 10 番地
- 参加申し込み等 : 説明会参加申込書 (様式) により FAX またはメールにて  
申し込み  
(申込先) FAX : 0742-22-4991 メール : nara-eurasia@narapu.ac.jp  
※FAXまたはメール送信後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。
- 申込期限 : 平成 27 年 7 月 16 日 (木) 午後 3 時まで
- 参加者人数 : 各事業者で 2 名まで

(3) 企画提案参加の表明

企画提案に応募される事業者は、事前に下記の参加意向申出書を提出してください。

- 提出書類 : ①参加意向申出書 (様式 1) ・ ・ ・ 1 部  
②参加資格調書 (様式 2) ・ ・ ・ 1 部  
③誓約書 (様式 3) ・ ・ ・ 1 部
- 提出方法 : 持参又は郵送
- 提出先 : 担当部署に同じ
- 提出期限 : 平成 27 年 7 月 28 日 (火) 午後 5 時まで
- ※参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、  
参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書 (様式 1 - 1) を添えて、  
改めて参加意向申出書を提出してください。

(4) 企画提案書の提出者の選定

- ①参加意向申出書を確認した結果、要件を満たしていると判断された事業者には、  
選定された旨を、要件を満たしていないと判断された事業者には、非選定の旨及び理由を  
書面により通知します。
- ②参加資格の要件を満たしていない旨の通知を受理した者は、通知日の翌日から起算して 3 日 (土曜、日曜、祝祭日を除く。) 以内に書面を (3) の書類の提出先に持参して説明を  
求めることができます。

(5) 企画提案書の提出

下記により企画提案書等提出書類を提出してください。

- 提出書類 :  
①企画提案書 (様式 4) ・ ・ ・ 1 部  
②企画提案書

- (ア) ページデザイン・レイアウト紙面イメージ・・・原本 8 部※
  - ・ B5 サイズ（原寸大）、紙質任意
- (イ) その他提案資料・・・原本 8 部※
  - ・ 様式任意、サイズは A4 または A3 サイズ
- ③ 業務受注体制書（様式 5、様式 5-1）・・・1 部
- ④ 事業者概要（様式任意、パンフレットでも可）・・・8 部
- ⑤ 類似業務実績がわかる成果物・・・2 種以上
- ⑥ 見積書（A4 サイズ、縦）・・・8 部※
  - ・ 「一式」等の一括計上は避け、数量と単価を明記した「積み上げ」としてください。（1 号あたりの経費が判断できる内容とする）

※②の企画提案書、③の業務受注体制書、⑥の見積書については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載はしないこと。ただし、1 部のみは、提案者名を記載しておくこと。

○提出方法：持参または郵送に限る

郵送の場合は、書留郵便とし、封書の表面に「『（仮称）奈良県ユーラシア研究センター発行情報誌』制作業務委託に係る企画提案書」と朱書きして、平成 27 年 8 月 4 日（火）午後 5 時までに到着するようにしてください。

○提出先：担当部署に同じ

○提出期限：平成 27 年 8 月 4 日（火）午後 5 時まで

## 9. 企画提案書の取り扱い

企画提案書を含め、提出された一切の書類は返却しません。また、企画提案書等の取り扱いは下記のとおりとします。

### (1) 著作権の帰属及び公立大学法人奈良県立大学の無償使用权

企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、公立大学法人奈良県立大学は下記（2）の場合に無償で使用できる権利を有するものとします。

### (2) 複製と公開

企画提案書等は委託業者を特定するために必要な範囲で複製します。また、情報公開の請求に応じて開示する場合があります。

## 10. プレゼンテーション

企画提案書の提出をされた事業者は、その内容について、下記によりプレゼンテーションをしていただきます。

- (1) 日時：平成 27 年 8 月 10 日（月）予定
- (2) 場所：公立大学法人奈良県立大学  
〒630-8258 奈良市船橋町 10 番地

※詳細につきましては、提案者に後ほど通知します。

## 1 1. 委託事業者の選定

### (1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、公立大学法人奈良県立大学が設置する委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定します。ただし、提案者が一者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定します。

(ア)業務実施体制の充実性

(イ)分析力（本誌制作趣旨の理解度等）、表現力（デザイン・レイアウト力等）

(ウ)類似の業務に関する実績

(エ)仕様書及び提案内容との見積もり価格の妥当性

②選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して、評価後速やかに書面で通知します。

### (2) 事業者との契約

①選定された者は、通知があり次第大学担当者と打ち合わせを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手することとします。

②当企画提案書でなされた有効な提案については、実施することとします。

## 1 2. 契約の解除

本件業務の委託については、上記 1 1 の (1) の②の特定通知を受けた者と、別途契約を行うことを原則とします。ただし、企画提案にあたって、下記のいずれかに該当する場合があったときは契約の相手方とせず、また契約後にあつては契約を解除することとします。

- (1) 企画提案書等に虚偽の記載、申告があった場合
- (2) 企画提案書に実現できない内容が含まれていた場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行の能力がないと認められる場合

契約の締結後、契約の相手方が下記のいずれかに該当すると認められる場合は、契約を解除することとします。

- (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代

表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者 をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、公立大学法人奈良県立大学が公立大学法人奈良県立大学との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

なお、契約を解除した場合は、契約の相手方に当該解除に係る損害賠償義務が生じません。

また、契約の相手方は、本業務を一括して第三者に委託または請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について予め公立大学法人奈良県立大学が認めた場合はこの限りではありません。

### 13. 留意事項

#### (1) 募集要項の承諾

企画提案に応募される事業者は、参加意向申出書の提出をもって、本要項の全ての記載内容を承諾したものとみなします。

#### (2) 提案者の失格

提案者が下記のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 提案書等の提出が、その期限を過ぎたとき
- ② 本要項に定める手続き等に反したとき

- ③ 提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 参加資格の喪失  
参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に指名停止等となった場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を失うものとします。
- (4) 提案の辞退  
参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに公立大学法人奈良県立大学に連絡するとともに、書面で理由を付して辞退の届け出を行ってください。
- (5) 書類の追加・修正  
書類等の提出後の追加・修正は認めません。
- (6) 個人情報の取り扱い  
委託の相手方として業務を処理するに当たって個人情報を扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」（仕様書 p4 掲載）を守る必要があります。
- (7) 事業実施にあたって  
契約の相手方として特定された場合であっても、企画提案の内容が、必ずしもそのまま契約内容となるものではありません。具体的な契約内容及び委託金額等は、契約締結までの公立大学法人奈良県立大学の手続きによって決定されます。  
また、特定された事業者には、本委託業務について公立大学法人奈良県立大学とともに最善を尽くすことが求められます。
- (8) 特定後の業務について、契約書の作成を要します。

#### 1 4. 本件に関する問い合わせ

本要項に関する質問は、下記期間、Eメールでのみ受付します。

受付期間：平成 27 年 7 月 14 日（火）～平成 27 年 7 月 28 日（火）午後 5 時

質問受付電子メールアドレス：nara-eurasia@narapu.ac.jp

回答：電子メールにより回答します。

※提案書に関する質問に関しては、全提案者に回答します。

問い合わせ先：公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター設立準備室

〒630-8258 奈良市船橋町 10 番地

電話番号 0742-22-4978 FAX 0742-22-4991

電子メールアドレス nara-eurasia@narapu.ac.jp